

広島県告示第六百九十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、府中市斗升町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、府中市長から届出があつた。

平成二十一年七月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

	上	欄	下	欄
	山	部	耕地	部
	林	部	部	
字	地	番	字	
亀谷	六六、七二の二、七三		堀越	
耕	地	部	山林	部
字	地	番	字	
蓋水	六二六の二、六三二、六三三、六三四の一から六三四の三まで		池ノ久保	
	六〇三の一、六四八		竜王平	
古屋	五九一		池ノ久保	
堀越	八〇七、八〇九の一、八〇九の二及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部		城天	